

四国銀行アプリ利用規定

四国銀行アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、四国銀行アプリを利用する場合の取扱いを明記したものです。なお、特段の定めがない限り、「インターネットバンキング・ライト」サービス規定における定義は本規定においても適用されるものとし、本規定に定めがない事項については、「インターネットバンキング・ライト」サービス規定をはじめ、本アプリにより行われる取引に適用される当行所定の各種規定が適用されます。

第1条【サービス内容等】

1. サービス内容

「四国銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）は、株式会社四国銀行（以下「当行」といいます。）のスマートフォン専用アプリで、普通預金口座の預金残高照会・取引明細照会ができるサービスです。

2. アプリ口座照会

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細を照会することができます。

3. スマート通帳

当行所定の手続きでご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存、および表示することができます。また本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。

4. 明細情報の自動更新機能

本アプリでは、取引明細情報の自動更新機能を利用すると、入出金があった場合に取引明細を自動で取得します。また、取引明細が更新されたことをお客さまのスマートフォン画面へ通知します。

5. 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。また利用については、本規定等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

第2条【利用条件】

1. 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード等（以下、「キャッシュカード」といいます。）をご利用の個人のお客さま本人が対象です。また本サービスの利用は、日本国内に限られます。また、事業用途でのご利用は本サービスの対象外となります。
2. 本アプリは、1端末につきメイン口座として普通預金口座を1口座、同名義で他に普通預金口座を4口座ご利用となれます。
3. 第3条に基づく利用登録が必要です。
4. 本サービスを利用できる端末機の環境は、当行ホームページで確認してください。
5. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当行ホームページで確認してください。

第3条【利用登録】

1. 本アプリの利用登録

お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の店番号・口座番号等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービスで利用

する「アプリ暗証番号」を設定してください。

第4条【2回目以降の利用方法】

1. 本アプリの利用

本アプリを起動し、アプリ暗証番号を入力してください。

なお、指紋認証機能(携帯端末機器に登録されている指紋を利用する認証方式)を利用することで、アプリ暗証番号の入力を省略することができます。

ただし、指紋認証機能は、当行所定の機能を備える端末でのみ利用可能です。指紋データは、お客さまのご利用する携帯端末機内に保管されるものであり、当行では指紋データを保管いたしません。

第5条【各種情報発信（プッシュ通知）サービス】

1. 当行はアプリ利用者に対し、本アプリ及びプッシュ通知機能を利用して以下の情報等を提供します。
 - ・キャンペーン情報、各種情報・広告等
2. 当行は、本アプリおよび利用者へ配信するプッシュ通知に、当行あるいは当行以外の事業者（以下、「出稿者」といいます。）が提供する広告もしくはアンケートなどを挿入することができるものとします。
3. プッシュ通知は端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

第6条【スマート通帳】

1. 預金の受入れ

スマート通帳の預金口座にATMで入金できない大口の現金、硬貨等を受入れるときは、当行所定の書類に記入して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。

なお、手形、小切手、配当金領収書等のその他の証券類の受入れはできません。

2. 預金の払戻し等

- (1) スマート通帳の普通預金の払戻し、または定期預金の解約をするときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印（届出印）して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。
- (2) 前号の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

3. 預金口座の解約

- (1) スマート通帳の預金口座を解約する場合には、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示および届出印を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 前号の解約手続きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4. 通帳によるサービスについて

スマート通帳の預金口座は、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。

5. 通帳からスマート通帳への切替

- (1) お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただくことができます。

- ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、お申込みいただくことができません。
- (2) 通帳をスマート通帳に切り替えた場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
 - (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、本アプリのスマート通帳でご確認ください。

6. スマート通帳から通帳への切替

- (1) 通帳からスマート通帳に切り替えた後、スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印（届出印）して、この預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。
- (2) スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

第7条【注意事項】

1. 通信料のお客さま負担

アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。

2. 暗証番号や媒体の管理

- (1) アプリ暗証番号は、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。なお、アプリ暗証番号の不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに当行に本サービスの停止を届け出てください。
- (2) スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
- (3) 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに当行に連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し、回線停止のお手続きを行ってください。
- (4) スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。
- (5) 利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。
- (6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある四国銀行アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。

3. 自動的な利用解除

お客さまが当行所定の期間利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。

第8条【免責事項】

- 1. 機種変更、端末初期化、圏外での利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 2. 当行が本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、端末機等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。
- 3. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

4. アプリ暗証番号の保管に関して、お客さまが本規定に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。またこれにより当行に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
5. 各条項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

第9条【本アプリに関する確認事項】

1. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている取引明細はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます。）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。
3. 本アプリの著作権その他一切の知的財産権は当行に帰属します。当行はお客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

第10条【サービスの変更等】

当行は、本サービス、および本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第11条【顧客情報の取扱い】

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスおよび「〈四銀〉インターネットバンキング」「インターネットバンキング・ライト」サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。また当行は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第12条【準拠法・合意管轄】

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2021年3月1日現在)